

県立武道館基本構想検討会議について

スポーツ課

1 目的

県立武道館の設置に向け、その機能、規模等の基本的な事項を検討するため、外部の有識者による「県立武道館基本構想検討会議」（以下、「検討会議」という。）を設置する。

なお、検討会議からの報告に基づき、県は基本構想を策定する。

2 設置根拠

別紙「県立武道館基本構想検討会議設置要綱」による。

3 検討会議の構成

委員（8名以内）

（五十音順、敬称略）

氏名	所属・役職等
伊藤 仁	長野県空手道連盟 副理事長・事務局長
犬飼己紀子	松本大学人間健康学部スポーツ健康学科 教授
北村 洋子	一般社団法人長野県建築士会 青年・女性委員会委員長
寺内 泰良	石川県立武道館 館長
藤澤 令子	一般社団法人長野県経営者協会 教育研修部課長
藤田 佳弘	長野県高等学校体育連盟 柔道専門部長
百瀬 真希	株式会社みやま 代表取締役社長
和田 哲也	信州大学教育学部 教授

4 検討スケジュール（予定）

H27.4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	第1回 論点整理	第2回 機能、規模等の検討 (視察)	第3回 機能、規模等の検討	第4回 機能、規模等の検討	第5回 報告書(案)の検討	第6回 報告書のとりまとめ		

<参考>

- 「武道振興施設のあり方に関する報告書」（平成27年1月）

「スポーツによる元気な信州づくり」「生涯スポーツ社会の実現」「青少年健全育成・競技力向上の根幹となる指導者の育成」「観るスポーツ・支えるスポーツの振興」の観点から、本県においては、武道振興の中核的拠点となる県立武道館が必要である。

県立武道館基本構想検討会議設置要綱

(目的)

第1 県立武道館の設置に向けて、その機能、規模等の基本的な事項を検討するため、県立武道館基本構想検討会議（以下、「検討会議」という。）を設置する。

(組織)

第2 検討会議は、委員8人以内で組織する。

2 委員は、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第3 委員の任期は、委嘱の日から平成28年3月31日までとする。

(会長)

第4 検討会議に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第5 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6 検討会議の庶務は、教育委員会事務局スポーツ課において処理する。

(雑則)

第7 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。